

ければならない。

(1) 個人の場合 印鑑証明書

(2) 法人の場合 印鑑証明書

(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

10 その他

(1) 契約締結期限 平成16年1月30日(金)

(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。

(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課

(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。

(5) 問い合わせ先

熊本県総務部管財課(電話096-383-1111 内線3308)

熊本県公告第839号

上益城郡甲佐町錦郷川土地改良区理事長平野啓治から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定に基づき平成15年11月26日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき公告する。

平成15年12月5日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第840号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年12月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市平山字小山田2456番12の一部及び同2456番17の一部
497.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
香川県高松市松縄町48番地8
倉岡 佳彦
福岡県福岡市東区香椎一丁目25番地10号
倉岡 基恵

熊本県公告第841号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、営業所の所在地を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から30日以内に申し出てください。

平成15年12月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 営業所の所在地を確知できない者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
大勢産業株式会社
熊本市釜尾町12番地2
代表取締役 本多 壽
熊本県知事許可(般-14)第10646号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

熊本県公告第842号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年12月5日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 処分した年月日
平成15年11月27日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
(1) 有限会社上村ホーム産業
熊本市新南部五丁目5番62号
代表取締役 上村 順洵